

議 案 名	富士見市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	図書館利用カードの電子化等に伴い、富士見市立図書館条例第9条及び第11条に定める利用カードに係る規定を改正するものです。
制 定 内 容	条例第9条の図書館内の利用及び第11条の図書館資料等の貸出しについて、図書館利用カードの提示のほか、教育委員会規則で定めるマイナンバーカード及び携帯端末等に表示された情報の提示により手続きを可能とするため、規定を改正するもの。
施 行 日	令和5年10月1日

富士見市立図書館条例（平成6年条例第8号）新旧対照表

新	旧
<p>(図書館内の利用)</p> <p>第9条 図書館資料（法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）は、図書館内において、自由に利用することができる。ただし、教育委員会が別に定める図書館資料の視聴に<u>当たっては、指定管理者に次条第3項に規定する利用カードを提示する方法その他教育委員会規則で定める方法により視聴するものとする。</u></p> <p>(図書館資料等の貸出し)</p> <p>第11条 図書館資料等の貸出しは、<u>当該貸出しを受けようとする者が指定管理者に利用カードを提示する方法その他教育委員会規則で定める方法により行うものとする。</u></p>	<p>(図書館内の利用)</p> <p>第9条 図書館資料（法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）は、図書館内において、自由に利用することができる。ただし、教育委員会が別に定める図書館資料の視聴に<u>については、次条第3項に規定する利用カードを指定管理者に提示して視聴しなければならない。</u></p> <p>(図書館資料等の貸出し)</p> <p>第11条 図書館資料等の貸出しを受けようとする者は、<u>利用カードを指定管理者に提示しなければならない。</u></p>